

農林水産商工委員会資料

(農林水産部・商工労働部共管分)

■報告事項

- ① 米国の関税措置に係る対応等について

…P1～4

令和7年8月21日

農 林 水 産 部

商 工 労 働 部

米国の関税措置に係る対応等について

1. 米国関税措置の概要

- ・ 米国が、貿易収支の改善などを目的として、輸入国に対して、追加関税や相互関税の実施を4月3日に表明して以降、各国が個別に交渉し、米国によって関税率などの見直しが実施されている。
- ・ この関税措置により、日本経済や産業にも、輸出産業を中心として収益悪化などの影響が想定され、県内にも広く影響が及ぶことが懸念されている。

○追加関税措置（主なもの）

品 目	追加関税率（％）	摘 要
鉄鋼・アルミニウム	50.0	R7.6.4 25.0%から引き上げ。（今回の日米合意には含まれず）
自動車（完成品）	25.0	現在発効中。 別途、日米合意により、追加関税率を含めた関税率15.0%に引き下げられる見込み。
自動車（部品）	25.0	

○相互関税

品 目	関税率（％）	摘 要
追加関税対象品目や少額貨物を除く輸入品目	X+15.0	現在発効中。 別途、日米合意により、X（従前の関税率）または15.0%のいずれか大きい税率に変更される見込み。

2. 県内事業者への影響

（1）島根県における米国向け輸出の現状

米国向け輸出実績額：12,126 百万円（構成比：3.9%、国別順位：第4位）

主な輸出品目（HSコード※）	輸出額（百万円）
機械、電気機器及び同製品並びに部分品	7,927
卑金属及び同製品（鉄鋼等）	2,912
調整食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ	495
車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	373
動物及び動物性生産品、植物性生産品のうち農林水産物	14

※ HSコード：HS条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）に基づき定められた、輸出入の際に商品を分類する世界共通のコード番号

（出典）島根県海外展開概況調査報告書 2023（島根県商工労働部）

- ・ 調査対象期間：2023年（令和5年）1月～12月（毎年実施）
- ・ 対象企業等：島根県内に本社または事業所を有する企業等
- ・ 調査依頼件数：540件 有効回答：349件（64.6%）うち、貿易実績あり234件

※ 県が行った任意のアンケート調査に基づくものであり、島根県の貿易全体を網羅しているものではない。

(2) 商工業者への影響

- ① 米国への輸出額の大きい企業（機械金属、食品等の製造業）や、自動車産業などの輸出企業に部品を供給している企業に、個別に聞き取り調査を実施

○ 調査期間：4月～8月

○ 対象企業数：50社

（機械金属等製造業：38社、
食品等製造業：9社ほか）

米国関税措置の影響	5月15日集計		6月13日集計		8月8日集計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
既に影響が出ている	3	6%	7	14%	8	16%
今後影響が出る	14	28%	14	28%	12	24%
影響はない	23	46%	20	40%	23	46%
不明、確認中	10	20%	9	18%	7	14%
合計	50	100%	50	100%	50	100%

○ 主な企業の声

（直接輸出している企業）

- ・ 主要取引先からの見積依頼数が減少している。（機械製造業）
- ・ 出荷量に影響が出ている。（食品・飲料製造業）

（輸出企業に部品などを供給している協力企業）

- ・ 受注減少の話が来ている。生産量も減少している。（自動車部品製造業）
- ・ 今後の受注減少を懸念している（自動車部品製造業）

- ② 上記8月の調査に合わせ、影響が大きい自動車関連産業（対象71社、回答66社）については追加調査を実施

○ 事業全体に占める自動車産業の割合

- ・ 約6割の企業（40社）で、自動車産業の割合が50%以上を占めている

○ 関連する自動車メーカー

- ・ 米国関税の影響が大きいマツダ関連が最多、日産関係もあり
（取引のある企業数）マツダ30社、トヨタ20社、日産13社 など

○ 影響（米国関税 又は 以前からの業況悪化 によるもの）

- ・ 米国関税だけではないが以前からの業況悪化を含め、影響が「既に発生」していると回答した企業が約7割、「今後発生」と回答した企業を含めると約8割に及んだ。
（要因は複合的と想定（米国関税、原材料・エネルギーコスト高騰 等）
- ・ 一部では2割程度の受注減など影響が発生しているとの回答もあるが、多くがそこまでに至らないなど、影響の発生は未だ限定的である。
- ・ しかし、今後、状況により影響はさらに拡大する可能性もあり、注視が必要。

(3) 農林水産業者への影響（5月7日時点、6月13日時点、8月18日時点）

- ・ 輸出実績のある事業者は米、花き苗、畜産物の輸出状況については、
 - ① 売り上げのうち米国向けの額が小さいこと
 - ② 価格転嫁ができていない又はする見込みであること
 - ③ 取引を行っている商社が他の国・地域への販路を持っていること
 などの理由から現時点で大きな影響は出ていないとの回答を得ている。

3. 県の対応状況

(1) 特別相談窓口の設置

○商工労働部（4月4日）

- ・ 県内35機関、40箇所に相談窓口を設置し、米国関税措置による経営への影響、資金繰りの悪化等の経営相談へ対応中
- ・ 相談状況 7件（8月18日現在）

○農林水産部（7月9日）

- ・ 県内4機関（本庁及び地方機関）、23箇所に農林水の分野ごとの相談窓口を設置し、米国関税措置による経営への影響、資金繰りの悪化等の経営相談や生産活動への影響等に関する相談へ対応
- ・ 相談状況 無し（8月18日現在）

（2）米国関税措置対策会議の開催（5月26日）

- ・ 今後想定される県内産業への影響や対応について、国、支援機関、業界団体等と対策会議を開催し、情報収集や情報共有など連携を強化

- ① 目的 県内への影響やその対応について支援機関等と情報共有し、支援体制を強化
- ② 参加機関

経済団体	島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、 島根県中小企業団体中央会、島根県経営者協会
産業団体	島根県鐵工会、島根県酒造組合、JAしまね、JFしまね
金融機関	山陰合同銀行、島根銀行、しまね信用金庫、島根中央信用金庫、 日本海信用金庫、島根益田信用組合、島根県信用保証協会
支援機関	ジェトロ島根、しまね産業振興財団
国機関	中国経済産業局、中国財務局、島根労働局、中国四国農政局
県	知事、商工労働部、農林水産部
- ③ 参加機関からの主な意見
 - ・ 直接的な影響は確認できないが、今後の売上減少などの不安や懸念がある。
 - ・ 自社で輸出している企業では、出荷量に影響が出ている。
 - ・ 米国と中国の対立が激化する中で、中国との取引への影響も懸念される。
 - ・ 世界経済への影響により、設備投資に慎重になる企業が増える懸念がある。
 - ・ 農林水産物のうち、加工品原材料や輸出魚種の餌料として出荷しているものについては、間接的な影響が懸念される。
- ④ 知事より、関係機関に対して以下の項目を要請し、支援機関との連携を強化
 - ・ 支援機関に対して、積極的に情報収集を行って、適切な支援を行うこと
 - ・ 金融機関に対して、事業者の業況や資金需要などをきめ細かに把握し、既往債務の条件変更や新規融資に柔軟に対応するなど、伴走支援を実施すること

（3）国への重点要望

- ・ 国に対して、今回の重点要望において、以下の項目について5月末から6月上旬に要請
 - 国内産業や経済への影響を最小限にするよう、米国に対し、見直しを求めること
 - 日本経済への影響を分析し、状況等をわかりやすく正確に国民に伝えること。その分析を踏まえた対策を早急に躊躇なく検討・実施すること
 - 輸出関連の大企業が、部品等の納入企業に対して値下げを要請したり適切な価格転嫁を拒んだりすることがないように、監視を強化・徹底すること

（4）県支援事業

① 制度融資による資金繰り支援

- ・ 3月14日に取扱を開始した協調支援型経営課題対応特別資金（先行き不透明な中で、さまざまな経営課題に対応する低利・低信用保証料率の資金）等により、金融支援を実施

	協調支援型経営課題対応特別資金（運転、設備 借換可）	
融資枠	200億円	
融資条件	限度額 2億8,000万円 期間10年以内 （据置運転1年以内 運転設備・設備3年以内）	
	融資利率 1.4%	信用保証料率 0.23%～1.43%（R7年度）（責任共有のみ）

② アドバイザー派遣事業による支援

- ・ 県内事業者へアドバイザーを派遣し、県内事業者の個別課題の整理、販路開拓や経営改善に向けた取組を支援（6月補正予算により予算を増額して実施）

事業名	現行予算 (千円)	事業概要
ものづくりアドバイザー派遣事業 (伴走支援)	27,000	・ 自動車関連産業を中心した大手メーカーの生産調整の影響を受ける製造業事業者、新分野の調査等の取組について伴走支援を実施 (実施状況) ・ 第1回支援対象企業向けセミナー（6/23）を開催し、その後5社を選定し支援中 ・ 6月補正予算を活用し、第2回セミナー（9/4予定）を開催し、今後支援対象の企業を選定予定。
事業継続力強化アドバイザー派遣事業	29,400	・ 食品製造業や卸・小売業等、幅広い業種を対象として、新たな取組等を支援 (実施状況) ・ 問合わせ、申込窓口である商工団体において、制度の周知および相談対応を実施

③ 情報提供の実施

(ア) セミナーの開催

- ・ 米国の関税措置の概要や経済への影響などについて、県内事業者等を対象としたセミナーを開催

セミナー名称	日時	場所	講師	概要
米国トランプ政権の関税措置・日米貿易協定セミナー (ジェトロ島根・島根県共催)	令和7年6月27日 14:00～16:00	島根県民会館 307会議室	ジェトロ貿易投資相談課 アドバイザー（貿易投資） 石塚 耕一 氏	米国の関税措置の概要やジェトロに寄せられる相談内容などについて解説。
トランプ関税にどう立ち向かうか～日本経済と地方への影響～ (島根県主催)	令和7年7月22日 13:30～15:50	島根県民会館 多目的ホール	ニッセイ基礎研究所 総合政策研究部 専務理事 矢嶋 康次 氏	米国の関税措置による日本経済や地方への影響と、企業や地域がどのように対応すべきかを解説。

(イ) 経済産業省・中国経済産業局と共催による説明会の開催

- ・ 7月22日の日米合意を受けて、現状などについて情報提供する説明会を開催
 - ① 目的 米国関税措置の日米合意内容、支援策等の説明
 - ② 主催 経済産業省 中国経済産業局（共催：島根県、ジェトロ島根）
 - ③ 日時 8月28日（木）14:00～15:30
 - ④ 場所 松江商工会館（松江市母衣町）
 - ⑤ 説明内容 米国関税内容（経産局）、ジェトロ支援策（ジェトロ島根） など

【参考】農林水産省による説明会の開催予定

- ・ 農林水産省では、農林水産業・食品関連産業従事者を対象とした全国説明会を開催（8月22日（金）開催）
- ・ 今後は地方ブロック別に説明会を開催予定